

相生警察署

管内の交通情勢

管内の特徴として、JR相生駅から南側の相生湾にかけて、旧来の商店街、民家等が立ち並び市街地中心を通る幹線道路には大型商業施設、市役所、病院が点在しその周辺に民家も多く自動車や自転車、歩行者も多いことから、交通流の錯綜によって自転車の通行には注意を払う必要があります。自転車の関係する交通事故は、商業地区等の交差点における出合頭の事故が最も多く、幹線道路における横断中の事故も発生しています。

自転車指導啓発重点地区・路線(相生警察署管内)



警察署	地区又は路線の名称	路線区間	延長距離	選定理由
相生	相生停車場線	新境橋交差点～大島町交差点	870m	区間内の道路両側端には歩道が整備されており、自転車の歩道通行が可能となっていますが、周辺には民家の他、病院や商業施設なども多く歩行者と自転車利用者が輻輳することから選定しています。



令和4～6年までの過去3年間で、同路線区間において自転車に関係する交通事故が11件発生しています。自動車の交通違反だけが原因ではなく、自転車の信号無視、一時停止場所における一時不停止等、自転車利用者の交通違反が原因になっている交通事故も目立ちます。

● 自転車を利用する人は次の点に気を付けましょう！

- 1 **自転車乗車用ヘルメットが努力義務化！**
自転車を利用するすべての人は乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 2 **歩道通行は例外です！**
自転車通行可の歩道でも車道側をゆっくり走行し、歩行者の妨害をしないようにしましょう。
- 3 **ながら運転は危険！**
携帯電話等は片手運転になったり周りの危険に気づきません。絶対にやめましょう！
- 4 **「止まれ」では確実に一時停止を！**
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。
- 5 **夜間はライトを点けましょう！**
自転車のライトは自身の存在のアピールにもなります。必ず点灯させて運転しましょう。